

令和3年度後期高齢者医療保険制度の保険料が見直されます

所得の低い方への保険料均等割額軽減措置が次のとおり見直されます。

【均等割額の特例措置】

保険料の軽減措置のうち、特例として実施している所得の低い方への均等割額の軽減特例措置が、国の医療保険制度改革により、段階的に見直しが行われ、令和3年度以降は本来の7割軽減となります。

	令和2年度	令和3年度以降
軽減割合	7.75割軽減	7割軽減

【均等割額軽減に係る基準額】

平成30年度税制改正において個人所得課税の見直しが行われたことに伴い、保険料の均等割額軽減に係る基準額が次のとおり見直されました。

〈所得の低い方への軽減措置〉

世帯(被保険者全員と世帯主)の合計所得が以下の基準に該当する場合は、均等割額が軽減されます。世帯は、その年度の4月1日(年度途中で資格を取得した方は資格取得日)時点の状況で判定します。

7割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数(※)-1)を超えない世帯
5割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数(※)-1)+(28.5万円×被保険者数)を超えない世帯
2割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数(※)-1)+(52万円×被保険者数)を超えない世帯

※給与所得者等の数とは次のいずれかの条件を満たす者の合計数です。いない場合は1とします。

- 給与収入額が、55万円を超える者
- 公的年金等の収入額が、65歳未満の場合は60万円を超える者、65歳以上の場合は125万円を超える者

問 栃木県後期高齢者医療広域連合

☎028(627)6805(代表)

廃棄物減量化対策推進検討会 住民委員の募集

小山広域保健衛生組合では、廃棄物の減量化等の方法について、様々な立場の方と協議しながら検討していただく住民代表委員を募集します。

【募集人数】

2名以内

【募集資格】

- 野木町、小山市および下野市に住民登録している20歳以上(令和3年4月1日現在)でごみの減量化等に関し意見をお持ちの方
- 年3回程度、平日(昼間)に開催される会議に出席できる方

【募集方法】

応募用紙に住所、氏名、生年月日等をご記入ください。(応募用紙は組合ホームページ等から入手可能です。)

【受付期間】

5月10日(月)～24日(月)

【提出方法】

次のいずれかの方法で提出してください。(受付期間内必着)

①直接持参

②郵送

〒323-0043

栃木県小山市塩沢604 建設政策課

③FAX

0285(22)3229

④E-mail

d-kouikiseisaku@city.oyama.tochigi.jp

※詳細は組合ホームページをご覧ください。

問 小山広域保健衛生組合 建設政策課

☎0285(22)3228

人権標語

「どうしたの」 気持ちによりそう 声かけを

野木小学校 たかはし 高橋 あかり 明梨

(令和3年度人権啓発カレンダー掲載作品審査会での優秀作品から選出したものです)